

独立行政法人日本スポーツ振興センター新博物館展示・運営に関する有識者懇談会設置要綱

(令和5年10月27日令和5年度要綱第9号)

(設置)

第1条 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が行う新秩父宮ラグビー場(仮称)整備等事業により整備される博物館(以下「新博物館」という。)の開館に向けた検討に当たり、新博物館における展示、運営等について専門的見地から助言を得ることを目的として、新博物館展示・運営に関する有識者懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(懇談会の任務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項の課題、方向性等について、意見交換を行う。

- (1) 新博物館の展示計画及び構成に関すること。
- (2) 新博物館の事業運営に関すること。
- (3) その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会の委員は、学識経験者等から10名程度とし、理事長が委嘱する。

- 2 懇談会に、委員の互選により座長を置く。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長は、座長代理を必要に応じて指名することができる。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(招集)

第4条 懇談会は、センターの求めに応じて座長が招集する。

- 2 前項の場合において、座長が必要と認めるときは、Web会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。)を利用した会議を開くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、センターは、必要に応じて委員に助言を求めることができる。

(会議内容の公表)

第5条 会議は非公開とする。

- 2 議事要旨は、原則として懇談会終了後速やかに公表する。
- 3 懇談会において配布された資料は、原則として公表する。
- 4 座長が必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、スポーツ博物館において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員等の出席者は、懇談会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
委員を辞した後も同様とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月27日から施行する。